

利用料金表

(令和元年10月1日改定)

1 専用利用の利用料金表

※ ()内は、高校生以下の団体の料金

区 分		利 用 料 (円)						
		9時から 12時まで (午前)	13時から 17時まで (午後)	18時から 21時まで (夜間)	9時から 17時まで (午前午後)	13時から 21時まで (午後夜間)	9時から 21時まで (終日)	特別利用時間 (1時間につき)
第1道場		13,300 (6,650)	17,800 (8,900)	19,900 (9,950)	31,100 (15,550)	37,700 (18,850)	50,100 (25,500)	6,700 (3,350)
第1道場 (準備利用料金)		3,950 (1,950)	5,300 (2,650)	5,950 (2,950)	9,250 (4,600)	11,250 (5,600)	15,200 (7,550)	2,000 (1,000)
第2道場	全面利用 (4/4)	10,100 (5,050)	13,400 (6,700)	15,100 (7,550)	23,500 (11,750)	28,500 (14,250)	38,600 (19,300)	5,000 (2,500)
	分割利用 (3/4)	7,550 (3,750)	10,050 (5,000)	11,300 (5,650)	17,600 (8,750)	21,350 (10,650)	28,900 (14,400)	3,750 (1,850)
	分割利用 (2/4)	5,050 (2,500)	6,700 (3,350)	7,550 (3,750)	11,750 (5,850)	14,250 (7,100)	19,300 (9,600)	2,500 (1,250)
	分割利用 (1/4)	2,500 (1,250)	3,350 (1,650)	3,750 (1,850)	5,850 (2,900)	7,100 (3,500)	9,600 (4,750)	1,250 (600)
第2道場 (準備利用料金)	全面利用 (4/4)	3,000 (1,500)	4,000 (2,000)	4,500 (2,250)	7,000 (3,500)	8,500 (4,250)	11,500 (5,750)	1,500 (750)
	分割利用 (3/4)	2,250 (1,100)	3,000 (1,500)	3,350 (1,650)	5,250 (2,600)	6,350 (3,150)	8,600 (4,250)	1,100 (550)
	分割利用 (2/4)	1,500 (750)	2,000 (1,000)	2,250 (1,100)	3,500 (1,750)	4,250 (2,100)	5,750 (2,850)	750 (350)
	分割利用 (1/4)	750 (350)	1,000 (500)	1,100 (550)	1,750 (850)	2,100 (1,050)	2,850 (1,400)	350 (150)
会 議 室		2,100	2,800	3,200	4,900	6,000	8,100	1,000
研 修 室	全面利用 (4/4)	4,300	5,700	6,400	10,000	12,100	16,400	2,200
	分割利用 (3/4)	3,200	4,250	4,800	7,450	9,050	12,250	1,650
	分割利用 (2/4)	2,150	2,850	3,200	5,000	6,050	8,200	1,100
	分割利用 (1/4)	1,050	1,400	1,600	2,450	3,000	4,050	550
和 室	全面利用 (2/2)	1,700	2,300	2,600	4,000	4,900	6,600	900
	分割利用 (1/2)	850	1,150	1,300	2,000	2,450	3,300	450

<備考>

1. 営業行為に利用及び入場料その他これに類するものを徴収する場合は別途料金を加算した額とする。
2. テレビ又はラジオの中継放送を行う場合は、上記に掲げるそれぞれの額に、テレビは10,000円、ラジオは5,200円を加算した額とする。
3. 「特別利用時間」とは、教育委員会が必要があると認めて、開館時間を変更したときの9時から21時まで以外の利用時間をいう。
4. 障がい者割引制度あり。

2 共同利用の利用料金表

※ ()内は、障がい者の方の料金

区 分	利用料(1人1回につき)(円)			備 考
第 2 道 場	一 般	300 (150)		1 「1回」とは、第1道場を利用する場合にあつては9時から12時まで、13時から17時まで、または18時から21時までの間の利用をいい、トレーニング室を利用する場合にあつては、9時から21時までの間の利用をいう。 2 障がい者が利用する場合は定額の2分の1の額とする。なお、介護者については障がい者1名あたり1名は無料とする。 3 回数券によってトレーニング室を利用する場合の回数券1冊(11枚つづり)の額は、1人1回の額の10倍に相当する額とする。 4 定期券によってトレーニング室を利用する場合の定期券の額は、1人1回の額の18倍に相当する額とし、有効期間は3ヶ月とする。
	高校生以下及び70歳以上	150 (50)		
トレーニング室	1 回	回数券 (11枚)	定期券 (3ヶ月)	
	一 般	450 (200)	4,500 (2,000)	
	中・高校生及び70歳以上	200 (100)	2,000 (1,000)	3,600 (1,800)

3 附属施設の利用料金表

区 分	利用料(円)		備 考
電光得点掲示器	1対につき	3,200	1 持ち込み電気器具コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持ち込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。 2 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。 3 営業行為に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
得点板	1対につき	200	
タイマー	1台につき	500	
持ち込み電気器具コンセント	1キロワットにつき	250	
持ち込み電気器具コンセント (録音器具を持ち込む場合)	持ち込み器具一式につき	2,100	
持ち込み電気器具コンセント (録画器具を持ち込む場合)	持ち込み器具一式につき	3,200	
持ち込み電気器具コンセント (ミキシングセットを持ち込む場合)	持ち込み器具一式につき	5,200	
大型映像装置	1時間につき	4,700	
冷暖房設備 (第1道場)	1時間につき	10,500	
冷暖房設備 (第2道場)	1時間につき	全面利用 (4/4)	
		分割利用 (3/4)	4,700
		分割利用 (2/4)	3,150
		分割利用 (1/4)	1,550

兵庫県立武道館

〒670-0971 姫路市西延末504番地(姫路市手柄山中央公園内)

TEL 079-292-8210 FAX 079-292-9210

MAIL budokan@hyogokenritsu-budokan.jp

URL <http://www.hyogokenritsu-budokan.jp>